満は切り捨てる）と金20万円のうちいずれか小さい金額を、別表６－３－２「一般更生債権弁済計画表（芸南カントリークラブ会員預託金・平日会員）」のゴルフ会員債権者については前記第２項⑴に基づく第１回目の弁済金及び同項⑵に基づく第２回目の弁済金の合計額（ただし、金１万円未満は切り捨てる）と金15万円のうちいずれか小さい金額を、それぞれ新芸南カントリークラブ入会のための預託金（以下「新芸南預託金」という）として中国新聞文化事業社に預託すること。なお、この預託は、更生会社から弁済を受ける一般更生債権の弁済代理受領権を撤回不能の条件で中国新聞文化事業社に付与するとともに、同社が当該一般更生債権の弁済を代理受領した場合にその受領金を新芸南預託金に充当することに同意する方法による（入会申込期限日までに「弁済代理受領権付与及び入会預託金充当同意書」に署名捺印して、中国新聞文化事業社に交付する方法により行う）。

ウ　別表６－３－１「一般更生債権弁済計画表（芸南カントリークラブ会員預託金・正会員）」及び別表６－３－２「一般更生債権弁済計画表（芸南カントリークラブ会員預託金・平日会員）」のゴルフ会員債権者が、複数口の会員権を保有し、当該複数口の会員権それぞれについてプレー権の付与を希望する場合は、保有する会員権ごとに上記入会手続を履践しなければならない。

⑶　入会の効果

別表６－３－１「一般更生債権弁済計画表（芸南カントリークラブ会員預託金・正会員）」及び別表６－３－２「一般更生債権弁済計画表（芸南カントリークラブ会員預託金・平日会員）」のゴルフ会員債権者が、上記⑵に基づきプレー権取得の手続を履践し、かつ、別表13「新芸南カントリークラブ会則」に定める条件を充たした場合には、芸南カントリークラブ事業譲渡日をもって、新芸南カントリークラブの会員になることができる。

⑷　新芸南預託金の取扱等

上記⑶に従って新芸南会員権を取得した別表６－３－１「一般更生債権弁済計画表（芸南カントリークラブ会員預託金・正会員）」及び別表６－３－２「一般更生債権弁済計画表（芸南カントリークラブ会員預託金・平日会員）」のゴルフ会員債権者の新芸南預託金は、別表13「新芸南カントリークラブ会則」に従い、入会後10年間据え置く（ただし、当該ゴルフ会員債権者から会員契約上の地位の承継があった場合、承継人への名義書換時から10年間据え置く）ものとし、その後、所定の手続を経て会員契約が終了したときは、会員からの請求により中国新聞文化事業社がこれを返還する。ただし、当該会員が中国新聞文化事業社に対して支払うべき債務を負担している場合、同社は返還すべき新芸南預託金の額からこれを控除することができ、また新芸南預託金は別表13「新芸南カントリークラブ会則」に定める返還期限までは金利を付さない。

第４款　広島中央ゴルフクラブ及び芸南カントリークラブの共通会員制度の終了

広島中央ゴルフクラブ及び新芸南カントリークラブの会員権については、別個の独立したゴルフ会員権としてそれぞれ取り扱われる。従前の共通会員制度に基づく年会費の割引の定めは、更生計画認可決定日に将来に向けて失効するものとし、各ゴルフ会員債権者につき、前記第２款及び第３款が適用される。

第５款　一般更生債権のうちヴィラ塩江施設利用保証金債権の権利の変更及び弁済方法

１　確定債権

ヴィラ塩江施設利用保証金債権について確定した更生債権は以下のとおりである。

485件　101,716,000円

別表６－４（ヴィラ塩江施設利用保証金）

２　権利の変更及び弁済方法

⑴　施設相互利用契約における本来の弁済条件・期限の確認

別表６－４「一般更生債権弁済計画表（ヴィラ塩江施設利用保証金）」の施設利用保証金債権は、オーナーズ（借地権付区分建物売買契約に基づき「ヴィラ塩江」の居室及び備品に対する共有持分権を有し、同共有持分に基づき管理規約、施設相互利用契約及び利用規定に従い同施設の利用権を有する者をいう。以下同じ）が「ヴィラ塩江」の管理者に届出のうえで居室及び備品に対する共有持分を第三者に譲渡したとき（譲渡にあたっては、当該第三者が新たに施設相互利用契約を締結し、同契約に基づき新たに施設利用保証金を預託することも要求される）にはじめて弁済期が到来する（以下「施設利用保証金本来の弁済期」という）ものとされている（施設相互利用契約書（以下「本件施設相互利用契約書」という）第３条・第12条）。

⑵　条件・期限の利益の放棄

別表６－４「一般更生債権弁済計画表（ヴィラ塩江施設利用保証金）」の施設利用保証金債権については、更生会社は、更生計画認可決定日に、各オーナーズの確定更生債権額から、平成21年度（平成21年４月１日から平成22年３月31日）以前の期間にかかる未払の管理費・修繕積立金、その他当該オーナーズが更生会社に対して負担する債務の額を控除した残額（以下「控除後施設利用保証金債権額」という）についてこれを50％ずつ２本の債権に分割し、その一方の債権について、上記⑴による条件・期限の利益を放棄して、一般更生債権第２回弁済日に弁済期が到来することとするとともに、施設利用保証金債権から通常の預け金債権へと権利の性質を変更するものとする。

⑶　会社分割に伴う施設利用保証金債務の承継

別表６－４「一般更生債権弁済計画表（ヴィラ塩江施設利用保証金）」の施設利用保証金債権のうち、上記⑵による分割後の２本の債権のうち条件・期限の利益の放棄の対象外である控除後施設利用保証金債権額の50％部分については、施設利用保証金債権としての性質を維持したまま、第９章第４節に定める新設分割に伴いオーナーズとの間の諸契約とともにハイパーリゾートに承継される。

なお、施設利用保証金債務が上記によりハイパーリゾートに承継されるオーナーズが、同時に穴吹工務店に対しても施設利用保証金債権を届け出て認められている場合には、ハイパーリゾートが当該オーナーズに対して負担する施設利用保証金債務は、穴吹工務店から吸収分割により承継した施設利用保証金債務と上記により更生会社から新設分割により承継した施設利用保証金債務とを合算した額となるが、当該オーナーズが更生会社に対して有する控除後施設利用保証金債権額を上限とする。

ハイパーリゾートが承継した施設利用保証金債務は、本件施設相互利用契約書に従い、所定の条件を満たすことを前提に、施設利用保証金本来の弁済期に、オーナーズからの請求によりハイパーリゾートがこれを返還する。ただし、当該オーナーズがハイパーリゾートに対して支払うべき管理費・修繕積立金等の未払金債務を負担している場合、同社は返還すべき施設利用保証金の額からこれを控除することができ、また施設利用保証金は施設利用保証金本来の弁済期までは金利を付さない。